

# 報道資料

令和8年8月31日

## 1 件 名 山口市水稻渇水対策支援事業補助金について

## 2 内 容

少雨、猛暑により水源となるため池等の水位が低下し、水稻にかかわる農業用水確保が困難となる状況が見込まれていることから、農業用水確保のために行われる応急的な渇水対策として、たん水に係る費用の一部を支援します。

### 【事業内容】

#### 1. 目的

渇水による水稻の被害を軽減するため、農業者で組織する団体等が応急的に実施する渇水対策を支援するもの。

#### 2. 補助対象者

市内において水稻の生産を行う農業者で組織する以下のいずれかの団体

- (1) 2戸以上で構成する水利組合等
- (2) ため池管理組合等
- (3) 各土地改良区

#### 3. 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内とし、補助金の上限を10万円とする。

#### 4. 補助対象経費

| 区 分                | 補助対象経費(限度額)      |
|--------------------|------------------|
| ポンプ、発電機の借上げ料       | 1台当たり 各10,000円/日 |
| その他渇水対策に必要な機器の借上げ料 | 1台当たり 各5,000円/日  |

#### 5. 対象期間

令和8年8月31日から令和8年9月30日までに実施した渇水対策とする。

## 3 問い合わせ

農林水産部 農林整備課 整備担当  
TEL 083-934-2825